

使用済燃料中間貯蔵施設に関する 安全協定について



令和6年7月
むつ市

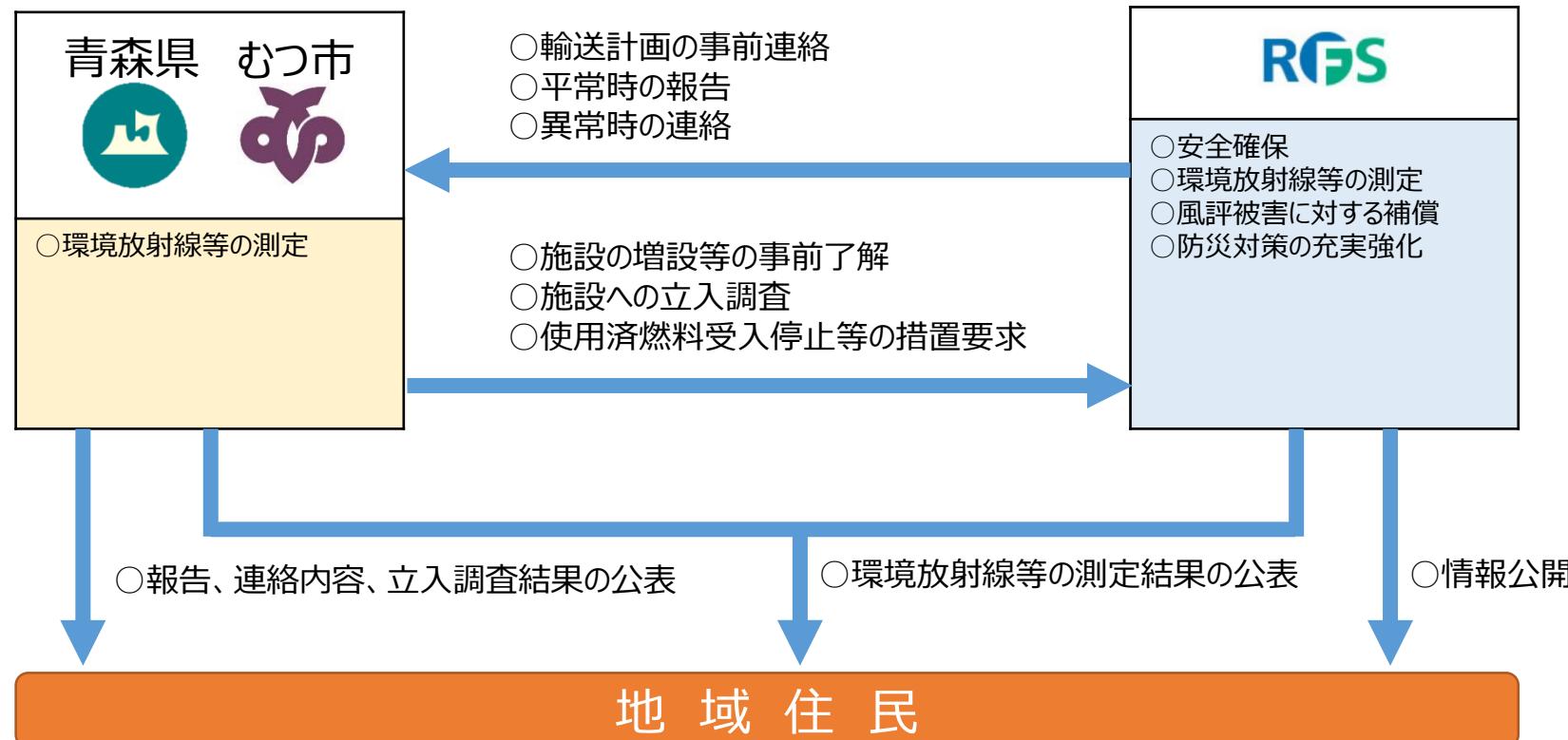
使用済燃料中間貯蔵施設をめぐるこれまでの主な経緯

| | |
|-----------|--|
| 2000年11月 | ✓ 市が東京電力（株）に対し、立地可能性調査を依頼 |
| 2003年6月 | ✓ むつ市議会において使用済燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員長報告がなされ、賛成多数で了承 ✓ むつ市長が施設誘致を表明 |
| 2005年10月 | ✓ 市、青森県、東京電力（株）、日本原子力発電（株）により「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」締結 |
| 2005年11月 | ✓ むつ市にリサイクル燃料貯蔵（株）が設立 |
| 2010年5月 | ✓ 経済産業省がリサイクル燃料貯蔵（株）に対し、使用済燃料中間貯蔵事業を許可 |
| 2010年8月 | ✓ リサイクル燃料貯蔵（株）が使用済燃料中間貯蔵施設を着工 |
| 2011年3月 | ✓ 東日本大震災が発生し、貯蔵建屋の工事が休止 |
| 2013年12月 | ✓ 原子力規制委員会が核燃料施設等の新規制基準を施行 |
| 2014年1月 | ✓ リサイクル燃料貯蔵（株）が新規制基準適合確認のための事業変更許可を申請 |
| 2020年11月 | ✓ リサイクル燃料貯蔵（株）が事業変更許可を取得 |
| 2023年8月 | ✓ リサイクル燃料貯蔵（株）が保安規定認可（事業開始段階）を取得 |
| 2023年12月 | ✓ 東京電力HD（株）が市へ柏崎刈羽原子力発電所の核燃料物質移動禁止措置解除の報告 |
| 2024年3月 | ✓ リサイクル燃料貯蔵（株）が市へ2024～2026年度の貯蔵計画提示、安全協定の協議申し入れ |
| 2024年5～6月 | ✓ 市からむつ市議会へ使用済燃料中間貯蔵に関する調査検討特別委員会開催の申し入れ ✓ むつ市議会使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会開催 |

安全協定の概要

- ✓ 原子力施設の安全確保については、事業者が責任をもって安全対策に取り組むとともに、法令に基づいて安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本。
- ✓ 一方で、県及び市としても、住民の安全を守るという立場から、使用済燃料中間貯蔵施設について、RFSと安全協定（事業者が遵守すべきことなどを取り決めたもの）を締結し、施設への立入調査や環境の監視などを行う体制を整備する。

＜安全協定のしくみ＞



安全協定書（案）の特徴

- ✓ 青森県において、これまで締結してきた、原子燃料サイクル施設や東通原子力発電所に係る安全協定書を踏まえて、安全確保及び環境保全、情報公開及び信頼確保、平常時における報告、異常時における連絡及び原子力防災体制の充実などの項目を盛り込むとともに、以下の特徴を持つ協定書（案）とした。

【1. 立会人の設定】

- 「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」（以下、「立地協定」という。）の締結者である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社を、本安全協定の立会人に設定（前文）

【2. 最新知見の反映】

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力施設の安全の確保に関する最新の知見を踏まえた上で、安全性の向上に継続的に取り組むことを記載（第2条）

【3. 貯蔵期間の記載】

- 立地協定において定められている使用済燃料の貯蔵期間を本安全協定書においても記載（第4条）

安全協定書（案）の主な内容

| 項目 | 協定書の条文番号 | 概要 |
|-------------|----------|---|
| 安全確保及び環境保全 | 第1条 | RFSは、放射性物質等により周辺地域に被害を及ぼすことのないよう万全の措置を講ずる。 |
| 最新知見の反映 | 第2条 | RFSは、施設の安全確保に関する最新知見を踏まえた上で、施設の安全性の向上に継続的に取り組む。 |
| 情報公開 | 第3条 | RFSは、積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努める。 |
| 貯蔵期間 | 第4条 | RFSは、使用済燃料の貯蔵期間50年間を遵守し、貯蔵の終了までに施設から搬出する。 |
| 施設増設等の事前了解 | 第5条 | RFSは、施設の増設等をしようとするときは、事前に県、市の了解を得なければならない。 |
| 放射性廃棄物の保管管理 | 第6条 | RFSは、放射性廃棄物が発生した場合、その保管に当たり安全確保を図るほか、適切な措置を講ずる。 |
| 環境放射線の測定 | 第7条 | 県とRFSは、計画に基づいて環境放射線等の測定を行う。 |
| 輸送計画の事前連絡 | 第10条 | RFSは、使用済燃料等の輸送計画等を事前に県、市に連絡する。 |
| 平常時の報告 | 第11条 | RFSは、使用済燃料の貯蔵状況などを県、市に定期的に報告する。 |
| 異常時の連絡 | 第12条 | RFSは、施設に異常事態が発生したときは直ちに県、市に連絡する。 |
| 立入調査 | 第14条 | 県、市は施設への立入調査を行うことができる。 |
| 措置の要求 | 第15条 | 県、市は安全確保上必要と認めるとき、使用済燃料の受け入れ停止等を事業者に求め、事業者はこれに従う。 |
| 風評被害の措置 | 第17条 | RFSは、風評被害が発生した場合、補償等万全の措置を講ずる。 |
| 防災対策 | 第21条 | RFSは、防災体制の充実・強化に努める。 |